

令和３年度第１回茅ヶ崎市地域公共交通会議

日時：令和３年１２月２２日１０：００

場所：茅ヶ崎市役所分庁舎５階Ｆ会議室

－ 次 第 －

１ 開 会

２ 協議事項

コミュニティバスの持続可能な運行改善について 資料－１ 資料－２

３ その他

４ 閉 会

<配布資料>

- ・茅ヶ崎市地域公共交通会議規則
- ・茅ヶ崎市地域公共交通会議委員名簿
- ・資料－１ コミュニティバスの持続可能な運行に向けた改善について
- ・資料－２ コミュニティバスの持続可能な運行回線について意見聴取の結果

○茅ヶ崎市地域公共交通会議規則

平成28年6月30日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2の規定に基づく協議その他地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保に係る事項に関する協議を行うものとする。

(委員)

第3条 交通会議の委員は、道路運送法施行規則第9条の3第1項各号及び同条第2項各号に掲げる者とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、交通会議の会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 交通会議は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、都市部都市政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

茅ヶ崎市地域公共交通会議委員名簿（順不同 敬称略）任期 2 年 R03.4.1 現在

選出区分※	組織名等	委員
住民又は旅客	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会 ・小出地区まちぢから協議会 ・松浪地区まちぢから協議会	会長 矢野 福德 (やの よしのり) 会長 前田 積 (まえだ つもる)
	公募による市民	長崎 栄一 (ながさき えいいち)
一般旅客自動車運送事業者 及びその組織する団体	一般社団法人神奈川県バス協会	常務理事 小堤 健司 (おづつみ けんじ)
	神奈川中央交通株式会社 運輸計画部生活交通担当	課長 橋山 英人 (はしやま ひでと)
	一般社団法人神奈川県タクシー協会 相模支部茅ヶ崎地区会	地区長 大澤 武廣 (おおさわ たけひろ)
運輸局長	国土交通省 関東運輸局神奈川運輸支局	首席運輸企画専門官 三橋 裕 (みつはし ゆたか)
一般旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が組織 する団体	神奈川県交通運輸産業 労働組合協議会	江ノ島電鉄労働組合 八島 敏夫 (やしま としお)
道路管理者	神奈川県県土整備局 藤沢土木事務所 道路維持課	課長 坂口 勝利 (さかぐち かつとし)
	建設部	部長 榊原 敦 (さかきばら あつし)
神奈川県警察	茅ヶ崎警察署	交通課長 奥山 重則 (おくやま しげのり)
学識経験者	東洋大学 国際学部 国際地域学科 教授	岡村 敏之 (おかむら としゆき)
交通会議の運営上必要と認 められる者	神奈川県県土整備局 都市部交通企画課	副課長 最上 祐紀 (もがみ まさのり)
茅ヶ崎市	都市部	部長 後藤 祐史 (ごとう ひろふみ)

※道路運送法施行規則第 9 条の 3 第 1 項各号及び同条第 2 項各号

コミュニティバスの持続可能な運行に向けた改善について

1. ICカード決済端末の導入について

今後のコロナウイルスの感染者数の動きについては先行きが不透明であり、外出に対する不安は依然として払拭されるに至っていません。このような状況でもコミュニティバスを日常の足として必要としているご利用者の方々には安心してご利用いただける環境の整備が必要です。

この課題に対応するため、本市では今年度中にコミュニティバスにICカード決済端末（交通系10カード対応）を導入し、利便性の向上と感染リスクの低減を図る計画です。

このことにつきまして、ご意見があればご教授いただきたく存じます。

2. 中海岸南湖循環市立病院線の運賃改定について

コミュニティバスの収支改善を図るため、運賃の値上げの改定を計画しています。現在のコミュニティバスの収入の状況を鑑みると、全路線一律で値上げをし、収支改善を図りたいところですが、本年2月のダイヤ改正においては、中海岸南湖循環市立病院線以外の路線では減便のダイヤ改正を行っており、利便性の低下に加えて運賃を値上げすることは難しいと考えております。このことから、今回の運賃改定では中海岸南湖循環市立病院線及び東部循環市立病院線松が丘コースの一部区間（中海岸南湖循環市立病院線と重複する区間）を50円値上げすることを計画しております。

この値上げを実施した場合、運賃は150円から200円となり33%の増加（ $200円/150円=4/3$ 倍）となります。値上げの影響による利用者の減少につきましては、他の自治体の事例を収集した結果、30～50円値上げで10%減、80～100円値上げで20%減であったことから、今回のケースでは10%減少（9/10倍）すると想定しました。以上のことから増減の結果、来年度ベースで約600万円の収入の増加を見込んでおります。

■直近4か年の収支状況

		中海岸南湖循環		北部循環		鶴嶺循環		東部循環		合計	
		金額 (千円)	経費比 (%)	金額 (千円)	経費比 (%)	金額 (千円)	経費比 (%)	金額 (千円)	経費比 (%)	金額 (千円)	経費比 (%)
H 29 年 度	運行経費	48,007	100.0	27,875	100.0	36,769	100.0	30,786	100.0	143,439	100.0
	運行収入	37,323	77.7	5,195	18.6	14,338	39.0	12,902	41.9	69,760	48.6
	市負担金	10,684	22.3	22,680	81.4	22,431	61.0	17,883	58.1	73,679	51.4
H 30 年 度	運行経費	47,813	100.0	24,280	100.0	39,305	100.0	31,420	100.0	142,819	100.0
	運行収入	38,763	81.0	5,428	22.4	15,353	39.1	13,308	42.4	72,853	51.0
	市負担金	9,050	19.0	18,852	77.6	23,951	60.9	18,112	57.6	69,966	49.0
R 元 年 度	運行経費	52,336	100.0	20,276	100.0	48,432	100.0	33,825	100.0	154,900	100.0
	運行収入	38,255	73.1	5,701	28.1	14,862	30.7	12,716	37.6	71,536	46.2
	市負担金	14,111	26.9	14,574	71.9	33,570	69.3	21,108	62.4	83,364	53.8
R 2 年 度	運行経費	48,177	100.0	20,737	100.0	35,871	100.0	31,079	100.0	135,866	100.0
	運行収入	25,231	52.4	3,614	17.4	10,051	28.0	8,741	28.1	47,638	35.1
	市負担金	22,945	47.6	17,123	82.6	25,819	72.0	22,338	71.9	88,227	64.9

■令和4年度増収見込額

運賃値上げをしない場合

		中海岸南湖循環		北部循環		鶴嶺循環		東部循環		合計	
		金額 (千円)	経費比 (%)	金額 (千円)	経費比 (%)	金額 (千円)	経費比 (%)	金額 (千円)	経費比 (%)	金額 (千円)	経費比 (%)
運行経費		54,804	100.0	18,178	100.0	33,885	100.0	27,519	100.0	134,387	100.0
運行収入		30,282	55.3	2,588	14.2	9,233	27.2	7,572	27.5	49,676	37.0
市負担金		24,522	44.7	15,589	85.8	24,652	72.8	19,947	72.5	*84,711	63.0

運賃値上げをする場合（運賃4/3倍、乗客9/10倍、 $4/3 \times 9/10 = 12/10 = 1.2$ 倍）

		中海岸南湖循環		北部循環		鶴嶺循環		東部循環		合計	
		金額 (千円)	経費比 (%)	金額 (千円)	経費比 (%)	金額 (千円)	経費比 (%)	金額 (千円)	経費比 (%)	金額 (千円)	経費比 (%)
運行経費		54,804	100.0	18,178	100.0	33,885	100.0	27,519	100.0	134,387	100.0
運行収入		36,387	66.4	2,588	14.2	9,233	27.2	7,572	27.5	55,781	41.5
市負担金		18,417	33.6	15,589	85.8	24,652	72.8	19,947	72.5	*78,606	58.5

増収見込額

$$※84,711 - 78,606 = 6,105 \text{ 千円}$$

コミュニティバスの持続可能な運行改善について意見聴取の結果

先日ご依頼した意見聴取につきまして、ご回答いただき誠にありがとうございました。意見聴取の結果、長崎委員よりご意見をいただきました。いただいたご意見と事務局の回答は以下のとおりです。

【意見】

1. IC カード決済端末の導入について

既に補正予算に 1,200 万円計上され、議会の議決もなされており、導入は既成の事実と推測します。

意見聴取の結果、導入を再検討できるのでしょうか。

IC カード導入による、利用者のメリットは、乗車時に小銭を用意しなくて良いこと、及び月に 1,000 円以上利用すれば乗車料金が割引されるなどと理解しています。

しかしながら、割引制度は近い時期に廃止されるとの報道がされておりメリットの恩恵はほとんど受けられないと思います。

一方、デメリットとしては、IC カード購入時に 500 円のデポジット金がかかりカード返却時まで、この 500 円は返却されません。

高齢者の利用が多い路線で、新たに IC カード導入による IC カードへの転換や新規利用者の増加をどの様に推計したのでしょうか。

また、IC カードの導入により、乗降時にそれぞれ読み取り機にタッチすることによるデータで OD 調査結果が得られますが、均一料金制度を採用しているコミュニティバスでは、乗車時のデータのみで OD 調査結果が得られません。

現在の料金機においても路線別、時間別、停留所別の乗車人数の把握は可能であり、IC カード導入によりデータ収集のメリットは無いものと理解しています。

バス事業者にとって IC カード利用者が増加することにより、つり銭資金の準備・補充が軽減され、硬貨による乗車料収入が減少することにより、検銭業務及び金融機関への硬貨預金手数料の軽減がはかれ、また、前払いチャージ金額の運用益も期待できます。

以上のことから、茅ヶ崎市役所及び市民にとって、コミュニティバスへの IC カード決済導入は投資額に見合った効果が期待できるのか再度検討されたいと思います。

最終的に、IC カード導入が決定した際には、地域住民や利用者への十分な広報を行い投資額が無駄にならない様お願いします。

2. 中海岸南湖循環市立病院線の運賃改定について

料金改定は適切であると思います。

利用状況、採算状況（市負担額の現状）等路線維持の為やむを得ない状況にあることを十分周知してください。

【事務局回答】

1. コミュニティバスへの IC カード決済の導入については、全額国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、利便性の向上だけでなく、コロナ渦においてもお客さまに安心してコミュニティバスをご利用いただける環境づくりの一環として、運賃を非接触で精算できるようにすることで感染防止対策を図ることも目的としています。割引制度につきましては、路線バスにおいてはすでに廃止されていますが、割引がない場合においても IC カード決済による利便性向上の利益は十分あるものと考えております。デポジットに負担を感じる方や、普段より IC カードをご利用にならないお客さまにとっては、IC カード決済の導入は大きなメリットにならないかもしれませんが、従前より IC カード決済導入を求めるお客さまの声は多く、支払いの選択肢が増えることにより、コミュニティバスをご利用いただく間口は広がると考えております。また、IC カードでは両替の必要がないことから、一定数のお客さまが IC カードでの支払いを選択することで、乗車にかかる時間も短縮することが期待できます。このことにより、運行の定時性確保にも寄与できるものと考えております。OD データの収集等、IC カード決済導入によって達成できないこともあります。お客さまの利便性向上、感染症対策及び運行の定時性確保など得られる利点が多いことから、今回 IC カード決済の導入を進めていきたいと考えております。
2. 料金改定について当会議で協議が整った後、事前周知を行ってまいります。